

監査公告第 19 号

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による産業振興部の定期監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 10 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

産業振興部定期監査結果報告

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査期間

令和5年1月10日から令和5年2月9日まで

第3 監査の対象

産業振興部（観光交流課、加賀山代温泉財産区、文化振興課、石川県九谷焼美術館、商工振興課、企業誘致室、農林水産課、環境課、環境美化センター）

第4 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2) 行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3) 第3次加賀市観光戦略プランの計画性と関係団体等を含めた決定プロセスが保たれているか。
- (4) 産業振興行動計画の策定過程において審議会の情報発信を含め決定プロセスが計られているか。
- (5) まちなか店舗立地支援及び新商品開発支援の事業が適正に実施されているか。
- (6) 企業誘致業務の基本方針に合理性があり、今年度の活動実績が適切に進捗管理されているか。
- (7) 森林環境譲与税の効果的活用が法制度の趣旨に合致して計画されているか。
- (8) 市が定めた「農地等利用の最適化の指針」の内容が効果的に実施されているか。
- (9) 加賀市版RE100の取り組みに対して、同推進協議会の意見が意思決定プロセスに反映されているか。
- (10) ごみ処理基本計画の中間見直し、妥当性のある方向で検討されているか。

第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別記のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第6 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第7 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

別記

産業振興部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 山代温泉財産区の大規模改修と経営状況について
2. 海外都市交流事業の基金減少について
3. インバウンド推進の令和5年度に向けた取り組みについて
4. 全国旅行支援終了後の観光誘客について
5. 修学旅行誘致の体制強化について
6. 北陸新幹線敦賀延伸と誘客施策の展開について
7. 商工観光審議会（第3次加賀市観光戦略プラン案）について
8. 北前船日本遺産の事業展開について
9. 文化施設の修繕計画について
10. 文化施設の利活用について
11. 九谷磁器窯跡整備事業の再開について
12. 重要伝統的建造物群保存地区保存整備事業について
13. コロナ禍・物価高騰等経済対策について
14. ふるさと納税の推進について

15. 商工観光審議会（産業振興行動計画案）と審議会の情報発信について
16. まちなか店舗立地支援業の実施状況について
17. 新商品開発支援の事業方針と実施状況について
18. 成長産業分野等の企業誘致について
19. 企業誘致業務の基本方針と分野別活動実績について
20. スマート農業の推進について
21. 農地情報の紐づけについて
22. 森林環境譲与税の効果的活用について
23. 農地等の利用の最適化の指針の法的意義と加賀市の取り組み状況について
24. 加賀市版 RE100 の取り組み状況と今後の課題について
25. 加賀市版 RE100 推進協議会の開催状況について
26. ごみ処理基本計画の課題と令和 4 年度中間見直しの状況について